



項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	○業務量の増加に対して、臨時職員等により対応し一般職員の増加抑制に努める。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		○愛媛県人事委員会勧告に準じ適正な給与体系に努める。 ○枠外昇給制度の廃止、55歳昇給抑制措置の導入については実施済み。 ○業務成績に基づく昇給制度の導入(人事評価)については平成23年度中に実施予定である。 ○地域手当については、本市は支給対象外地域のため適用なし。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		○現行のとおり。(行政職(二)) ※年度末に公表を行う。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		○退職手当の支給水準は国の制度と同じ。 ・自己都合 勤続年数45年 支給率59.28 ・定年、勸奨 勤続年数45年 支給率59.28 ○退職時特別昇給制度(定年・勸奨)廃止済。
◇ 福利厚生事業のあり方		○現行のとおり。(愛媛県市町職員互助会への負担金)
○ 物件費、維持補修費等の見直し		○橋梁や公営住宅の長寿命化事業などに対する経費が増加するが、その他の経常的経費について抑制に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		○東温市ツインドーム、東温市農林業者トレーニングセンター、東温市川内体育センターについて、平成19年度に指定管理者制度を導入しており、他11施設についても管理のあり方を踏まえ指定管理者制度の導入を検討中である。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

フォローアップ計画

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛媛地方税滞納整理機構の活用により財源確保を行う。</li> <li>○東温市の徴収体制について再編・強化を進め市税収入を確保する。（差押物品の売払い等）</li> <li>○公有財産等について、売払い体制を整え財産収入の増加に努める。</li> </ul>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東温市土地開発公社について経営状況は健全であるため、現状のとおり適正な経営を持続する。</li> </ul>
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>○職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他の団体との比較や全国的な指標を用いるなど、国様式に準拠して公表している。（広報誌、HP）</li> </ul>
◇ 財政情報の開示		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東温市財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年度7月と10月に前年度末と当該年度上半期の施行状況を公表している。</li> <li>○決算に基づく財政状況や健全化判断比率等、財政状況一覧表、財政比較分析表等の公表している。（告示、広報誌、HP）</li> </ul>
○ 行政評価の導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度から平成21年度にかけて職員研修やプレ評価を経て、平成22年度より行政評価（事務事業評価）を導入している。</li> </ul>
6 その他	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地区画整理事業や企業誘致により税収の増加を目指す。</li> </ul>

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 線上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

フォローアップ計画

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	人件費のうち職員給与について、愛媛県人事委員会勧告に準じ適正な給与体系に努める。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	新市建設計画掲載事業や公共施設耐震化事業、臨時財政対策債に係る地方債が増加する傾向にあるが、その他の普通建設事業の抑制に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	受益者負担の適正化を図る観点からも使用料の見直しを行い基準外の繰出しを解消できるよう努める。
4 その他	地方税の徴収強化に伴い、差押した物品の競売体制（インターネット公売）を整え収税の確保に努める。 公有財産等について、売払い体制を整え財産収入の増加に努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		当初計画合計		平成24年度		平成25年度		平成26年度		延長計画合計															
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)	(計画)	(見込)													
費 比 率	実 公 債	当初計画の目標値		14.1	13.7	15.2	14.2	15.9	14.3	16.2	14.1	16.0	13.8																								
		(実績値)	13.4	13.7		14.2		14.3																													
		延長計画の目標値									16.2	14.1	16.0	13.8			15.0	13.2	15.3	12.7	14.9	12.0															
		(実績値)																																			
地 方 高 債 現	当 初 計 画 の 目 標 値	当初計画の目標値		14,972	14,972	14,591	14,110	14,176	13,582	13,744	13,768	13,331	14,488																								
		(実績値)	15,220	14,783		14,110		13,582																													
		延長計画の目標値									15,328	13,768	15,787	14,411			16,547	14,184	16,014	15,279	15,435	15,306															
		(実績値)																																			
当 初 計 画 に 係 る 改 善 効 果 額	1	人件費（退職手当を除く。）	2,139	2,188	2,147	2,151	2,100	2,094	2,016	2,094	2,064	2,094	2,104																								
		改善効果額		△ 49	△ 8	△ 12	39	45	123	45	75	45	74	229																							
	2	行政管理経費	1,593	1,585	1,640	1,577	1,662	1,569	1,916	1,561	1,889	1,553	1,867																								
		改善効果額		8	△ 47	16	△ 69	24	△ 323	32	△ 296	40	△ 274	120	△ 1,009																						
	3	市税																																			
		改善効果額		3	8	3	16	3	12	3	8	3	3	15	47																						
	4	使用料・手数料	283	281	268	283	267	284	279	285	273	286	271																								
		改善効果額		△ 2	△ 15	0	△ 16	1	△ 4	2	△ 10	3	△ 12	4	△ 57																						
	当初計画改善効果額 合計														213	△ 790																					
	＜参考＞当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）														1	1																					

延 長 計 画 に 係 る 改 善 効 果 額	4	インターネット公売に伴う税収入																							
		改善効果額								0.1	0.1	0.1	0.1			0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.6	0.6		
	4	公有財産売払いに伴う財産収入																							
		改善効果額														0.1	0.1								
		改善効果額																							
		改善効果額																							

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A				1.0	1.0
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				0	0
A+B C				1.0	1.0
Cのうち公営企業会計加算分 D				0	0
(Dの内訳) ○○会計への加算額				0	0
○○会計への加算額				0	0
C-D				1.0	1.0
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）				0.9	0.9